

# 16. 住宅用昇降機の設置について

個人住宅（共同住宅のメゾネット住戸の部分を含む）に昇降機（ホームエレベーター・いす式階段昇降機・段差解消機）を設置する場合の取扱いは下表のとおりです。

設置方法、設置場所等により、他の申請が必要になる場合や手続きが不要になる場合もあります。 ◆詳しくは→建築課審査担当（設備）

## (1) 確認申請・定期報告：昇降機の取り扱いに準ずる

## (2) 設置する階段は安全上支障がないこと

<新築住宅に設置する場合>

○手続き必要 ×手続き不要

建築物の種別	法第6条第1項 第1号	同条 第2号	同条 第3号	同条 第4号
建築物の概要	劇場、病院、店舗、共同住宅等の不特定多数の人の集まる建築物 これらの建築物ではメゾネット型共同住宅の住戸の部分にホームエレベーターが設置される	木造で3階以上、または、延面積500㎡を超える建築物	木造以外で2階以上、または、延面積200㎡を超える建築物	左記の第1号から第3号以外、および、都市計画区域内等に設置する建築物 この項に属する主な建築物は2階以下の木造
確認申請	○	○	○	○（建築物の申請と一緒）
完了検査	○	○	○	○（建築物と同時）
法第12条第5項による報告	×	×	×	×
定期検査報告	×	×	×	×

<既存住宅に設置する場合>

確認申請	○	○	○	×
完了検査	○	○	○	×
法第12条第5項による報告	×	×	×	○ （確認申請と同程度の内容）
定期検査報告	×	×	×	×

## ●住宅用火災警報器の設置

東京都火災予防条例に基づき、すべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。

### (1) いつから設置義務になるの？

- ① 新築／改築する住宅  
平成 16 年 10 月 1 日から設置が義務付けられています。
- ② 既存の住宅  
平成 22 年 4 月 1 日から設置が義務付けられています。

### (2) 設置場所

- ① すべての居室、階段、台所の天井または壁に設置が必要です。  
(浴室、トイレ、洗面所、納戸などは含まれません)
- ② 自動火災報知設備やスプリンクラー設備が設置されている部屋等は、設置の必要はありません。

### (3) 取付位置

- ① 天井または壁に取り付けます。  
壁やはりりから 60cm 以上（熱式の場合は 40cm 以上）離れた天井の中央付近に取り付けます。

#### ダイニングキッチンなどの場合

10 m<sup>2</sup>以下の台所で、居室との仕切りがない場合、またあっても天井から 1 m 未満のはりやつり戸棚などの場合は、設置しないことができます。この場合、居室の警報機は、はりなどから 60cm 以上離れた台所に近い位置に取り付けます。

- ② 壁に取り付ける場合。  
天井から 15 ～ 50cm 以内に住宅用火災警報器の中心がくるように取り付けます。30 m<sup>2</sup>以上の台所の壁に取り付ける場合は、煙式の警報機とします。